

# 江南における里甲の編成について

小畑 龍 雄

〔要約〕 明初に制定され清代にうけつがれた里甲制の編成原則は本来一定戸数であったが、康熙のころ華中において一定畝数を基準とする編成がひろく行われたことは清水盛光氏によつて指摘された。本稿はかかる畝数編成が江南においてどのように行われたかというところを地方志によつて明らかにしようとする試みである。かかる里甲編成は清代にはじまるのではなく、すでに明代中頃以後にその例がある。そこで私は地方志に見られる諸例を先ず明代と清代とに分け、さらに後者を順治年間と康熙年間とに分けて、大体年代順に検討を加えてみた。その結果、順治以前には定制に反する編成であったこの編成が、康熙以後は江南においてはむしろ定制とされるに至つたことが知られた。すこぶる羅列的な記述となつたが直接里甲編成に関係することだけはそれぞれの論及したつもりである。戸数原則から畝数原則へ編成原則が変るといふことについては、その背景となる事情、その結果生じて来る問題など、考えねばならぬことが多いが、本稿は論旨を里甲編成そのものに限ることにした。しかし里甲編成に直接関係することでも、畝数原則以外の編成原則、全戸を一律に含まない特殊な里甲編成、土地から遊離した里甲編成などについては、別稿に譲ることにした。

## 一

明の太祖洪武十四年に制定された里甲制は百十戸という一定戸数を基準として編成され、それは清代にも受けつがれた。ところが明清時代の里甲制には、この定制に従つて戸数編成原則によつて編成された里甲制のほかに、一定畝数の田地を基準として編成されたものもあつた。すなわち

畝数編成原則による里甲制が存在した。このことはすでに清水盛光氏の指摘されたところである。<sup>①</sup>

清水氏によれば、清初以来戸数による鄉村編成の原則が存在するにも拘らず、華中方面、殊に江蘇、浙江及び安徽を中心とする地方に、図甲或は図莊の名の下に田畝の広さを以て鄉村を区画しようとした例がある。すなわち康熙のころ、巡撫韓世琦、布政使慕天顏等の均田均役説が行われ

るに及んで、役の負担を均等にする必要から、一図、したがつてまた一甲の広さをそれぞれ均一ならしめる畝数編成の法がひろく実施せられた。その例としては、江蘇における毎甲の広さは、常熟県が三百三十七畝、崑山新陽兩県が三百二十三畝、無錫金匱兩県が三百畝、江陰県が二百六十九畝五分一釐、震沢県が二百畝、浙江におけるその広さは、海寧、景寧、長興の三県が共に三百畝、安徽の例はやや広くて、旌徳県のそれが五百畝であつたといわれている。ところがこのような編成は清代にはじまるのではない。一甲を三百畝、一図を三千畝とする均田均役法の起源は遠く明代に存し、清朝において採用されたのも実は明代の旧法に他ならなかつた。その証拠として、清水氏は陳大受の乾隆七年の「諸行版圖順莊之法疏」に、

明之初年。又造魚鱗分役。里田三千。甲田三百。按畝科徵。

とあることを挙げ、またその具体的な実例として、崇禎十五年に知県李向中が里甲を改編し、はじめて三百畝を以て一甲としたという(岡治)長興県志の記載を示された。

清水氏の指摘されたところによつて、華中においては、すでに明代から畝数によつて編成された里甲が存在したが、

清代の康熙のころになつて、それがひろく各地において行われるようになったことが明らかにされた。このことに關連して、私はかつて浙江の海塩県における里甲改編の例を主として(光緒)海塩県志によつて紹介したことがある。<sup>③</sup>論を進めていく便宜上、ここでその要点をあげておきたい。

(1)海塩県の里は宣徳以後明末まで百六十一里あつたが、万曆九年以前の里とそれ以後の里(図といわれる)とは性質が異なる。もとの里は百十戸という戸数を基準として編成されたが、新しい里は三千二百畝という畝数を基準として編成されたものである。

(2)一里三千二百畝という畝数を如何にして定めたかという点、この県の賦役の対象となる田地五十一万五千二百畝を里長数一千六百十を以て除して得られる三百二十畝を十倍を決めたのではなくて、里数をもとのままとして一里の畝数を算出したのである。

(3)この里甲改編法は「均甲法」「均田法」とか単に「均里」「均役」などと呼ばれているが、従来の里甲と新しい里甲

との關係は如何であるか。清水氏は兩者の間に「何の關わりもないことはいうまでもない」といわれたが、海塩県の場合には、そうではなかつたようである。單に里数がそのまま維持されただけではなく、具体的な改編は県の士民から提案された文中において「升里併里」といわれている方法にもとづいて行われた。「升里併里」とは、従来の里を無視して新しい里を編成するのではなくて、既存の里の区画に若干の調整を加えようというのである。すなわち現在富裕な地方ではその一里を分割して二里とし、反対に貧乏な地方では二里を併合して一里とし、その結果百六十一里というもとの里数を増減させないという方法である。故にもとの里は新しい里と大いに關わりがあつて、前者に分割または併合という作用を加えて後者が成立したのである。またそのほかにもとの里が分割も併合もされずそのまま新しい里とされたものが少くなかつたであろう。海塩県では「升里併里」という比較的簡単な方法で一里の田畝をほぼ均等にすることができたように伝えられるが、どこでもこのように簡単に処理できるとは勿論考えられない。

(4) かかる改編を行つた目的は、里甲の負担の不均衡の是正

ということにある。従来の里甲はただ一定戸数によつて編成されたから、土地所有の集中化が発展すると、ある里と他の里との間に、また一つの里の中においても、貧富の差が著しくなり、従つて里甲の役の負担が甚だしく不均衡となる。これを改めて一定畝数を基準とする里甲を編成すれば、この不均衡が是正されるはずで、役は土地所有に對應するから、一身にして十年の役に當ることもあり得るわけである。これが「均役」といわれる所以である。

私は、海塩県の性質の相異なる二種の里甲について、ほかに種々の役にも触れながら、主として以上の点を明らかにしたのであるが、その原稿を書いたとき、海塩県において見られたような里の改編は、ほぼ同様な社会経済的条件をそなえた地方にかなり広く行われたのであらうという想像をいだかざるを得なかつた。そして海塩県に近い地方に例を求めたところ、嘉善、嘉興、秀水の諸県において二三の類似せる例を見出した。<sup>④</sup>

またすでに清水氏は、明代の例として浙江の長興県を、清代の例として江蘇の七県、浙江の三県、安徽の一県を挙げられた。これらの諸例によつて、畝数編成の里甲は、例

外的というほど特殊な例ではないということができている。中国全体の県数から、ただ数だけについていえば、あるいは例外的な例として片づけてしまうことができるかも知れないが、明清時代の中国において特に経済的に最も重要な地域であつた揚子江下流域においては、それは決して特殊な例として監視すべきものではないであろう。清水氏も、これは華中方面に「ひろく実施せられた」といわれたのである。それではどの程度ひろく実施せられたのであろうか。改編された里甲はどのように分布していたであろうか。これは私の数年来いできてきた疑問であつたが、この疑問に解答を与えるべき史料を含む地方志を調べる機会がなかつたために、永い間問題を放置せざるを得なかつた。最近ようやく地方志を調べる機会を得て、かかる里甲の分布状態をいくらか知ることができたが、私の調べた地方志は京都大学人文科学研究所蔵のものを主とし、それを補うに天理大学及び山口大学の両図書館蔵のものを以てしたにすぎない。しかも時日に充分の余裕がなかつたため浙江と江蘇とに地域を限らざるを得なかつた。この地域のみに關しても、他の地方志によつてさらに多くの例を加え

得るであろうし、また地域を拡大すればいくつかの例が加えられるであろう。故に本稿は結局不十分な中間報告にとどまるものであることを最初から告白しておかねばならぬ。

① 清水盛光『中国の鄉村統治と村落』（社会構成史体系第二部）七五頁以下。

② 「浙江海鹽県の里甲」東方学報京都第十八冊。

③ 前掲拙稿の註。

## 二

畝数を基準として編成された里甲の分布について述べる順序として、大体時代順にしたがつて諸例をあげて行くことにする。前述した浙江の海鹽県は最も古い一例であつて、そこでは万曆九年に、知県蔡逢時が三千二百畝を一里とする里を編成した。ただし清水氏の引用された「請行版圖順莊之法疏」と題する陳大受の乾隆七年の文には、明の初年に三千畝を一里、三百畝を一甲とする里甲が編成されたように伝えられる。陳大受は乾隆七年には江蘇巡撫であつたので、これは江蘇のある地方についていわれたのであろうかとも想像されるが、その正確な地域や年次は明らかでない。

く、明初に、このような定制に従わずに編成された里甲が存在したことを示す他の史料は見出されないのて、これが事実を伝えたものであるか否かはしばらく保留しておきたい。

ところが明らかに海塩県よりも古い例がある(咸豊)。雲和県志<sup>六</sup>田賦、都鄙に、

旧志。賦役之法。初析爲五十三里。嘉靖壬午。知県胡希銓更定。

每図以田二頃爲率。不足者補之。有冗余析之。民稱便。

とあり、<sup>十</sup>宣績にも、ほぼ同様のことが記されている。嘉靖壬午(元年)というのは里甲改編の正確に知られる年次のうち最も古い。右の記事には、一図の田の基準が二頃であつたと伝えられているが、これは信じられない。一甲が二頃、したがつて一図は二十頃でなければならぬ。<sup>六</sup>卷田

賦によると、この県の田の原額は一千五十二頃五十四畝余であつて、これを里数五十三を以て除すれば、一里は平均二十頃弱となる。この改編の方法については、ただ基準以下のもはこれを補充し、以上のものはこれを削除するといわれるだけで、それ以上の詳細はわからないが、改編による里数の増減はないのであるから、おそらく海塩県の場

合のように、田地と既存里数とから一里二十頃という基準を算定し、この基準に近くなるように里の範囲に修正を加えたのであろう。

また(康熙)臨海県志<sup>三</sup>食貨志、役法には、明制として、在城爲坊。每坊田四千畝。分十甲。在郷爲図。每図田三千畝。分十甲。每甲十年輪役一年。同甲者。照田之多寡。承役之多寡。坊爲坊長。里爲里長。

という畝数編成の坊図の制が伝えられ、これ以前に戸数編成のそれが存在したことは伝えられない。この文のみによると浙江の臨海県では、明初から四千畝を一坊、三千畝を一図とする編成が実施せられたようであるが、これに続いて、其坊里長。有正役。有均徭。正役者。即力差之法。……均徭者。即出銀雇役之法。

とあるので、これは明初の編成ではないことがわかる。また前後の文によつて、一条鞭法施行以前のことであることも推定できる。そこで、正確な年次を定め得ず、はなはだ漠然たる推定ではあるが、雲和県、海塩県で改編が行われた嘉靖・万曆のころに、臨海県においても里甲改編が実行されたのであろうと思われる。

次に万曆の例として浙江の遂安県がある。(民国)遂安  
県志<sup>卷</sup>方輿、郷落に、

明初為里六十四。後約為五十九。万曆二十年。審編均図。稍増為  
六十里。

とあり、万曆二十年に編成された均図というのは、その意  
味から考えておそらく畝数編成の里であろうと推測され  
る。この改編に際しては、前の海塩県・雲和県の場合とは  
異なつて、里数一を増した。

以上は嘉靖・万曆の諸例であるが、その後明末崇禎の頃  
にも若干の例がある。まず年次の明らかなものとして、浙  
江の長興県がある。(光緒)長興県志<sup>下巻</sup>一郷都に、この県  
において明代以来雍正七年順庄之法を行うに至るまでの間  
に実施せられた七種に及ぶ郷村区画を、これ以前に編纂さ  
れた県志から引用してあるが、その第三にあげてある区一  
図という区画を記した後に、

以上。崇禎十五年。知県李向中編審改定都図里甲。見張志云。前  
此各区里甲田數多寡不均。至是始以三百畝為率。又図名各從其  
区。惟比無混。官比便焉。<sup>那志</sup>

とあり、長興県では崇禎十五年知県李向中が三百畝を一甲

とする里甲を編成したのである。「図名各從其区」とい  
うのは、たとえば、

方山区 方第一圖至十七圖。俱從方字。  
謝公区 謝第一圖至十八圖。俱從謝字。

とあるように、各図にはそれが属する区名の一字をとつて  
番号がつけられたことを指している。

この県における里甲改編以前の里数は合計二百四十二里  
半であり、改編以後は合計二百四十三図である。両者の相  
違が僅か半里であることは、この改編に際してなるべくも  
との里数に増減がないように、もとの里の区画を尊重して、  
それに若干の修正を加えるにとどめておく程度の改定が行  
われた結果ではないであろうか。長興県に半里というものが  
が存在することは、すでに清水氏が指摘された。<sup>⑤</sup>半里ある  
いは半図とは、要するに里長一人に対して甲首が四五名乃  
至七八名に止まり正規の十名に達しない里の名であつて、  
従つて戸数が四五十戸乃至六七十戸にすぎない里を意味す  
ると説かれた。これは百十戸を基準として里を編成すべき  
ときにその定数に及ばない里をいうのであるが、長興県で  
は、図すなわち畝数編成の里が編成されたときにも半図が

存在した。これはその畝数が三千畝にはるかに及ばないものにつけられた名であろう。県の図は合記二百四十三であるが実は、その中に半図と称すべきもの二がある。すなわち、嘉慶区 第一圖至四十一圖。俱從嘉字。内十四圖有前五甲無後五甲。第四十一圖有後五甲無前五甲。實四十圖。とあり、この十四圖及び四十一圖はそれぞれ三百畝を一甲とする甲を五甲だけ有し、のこりの五甲を欠いていた。これは半図と呼ぶべきものである。何故かかる図が設けられたかという理由は、この地における自然村のあり方、田地や人戸の配置、要するに地理的条件に求められるのであらうが、その点は考えることができない。<sup>①</sup>

長興県と関係深いのは秀水県である。(光緒)嘉興府志卷四 名宦一秀水県の条に、

李向中。字立齋。鍾祥人。崇禎末。以進士知長興縣。調秀水。…  
…向中倡均里均田之議。後遵其法。民以不擾。

とあり、長興県で里甲を改定した李向中は、秀水県においても均里均田を提倡し、里甲改編の実施を推進したのである。また嘉興県の条には、

張鳳翥。字潛存。宿松人。崇禎進士。知嘉興縣。…民苦役久。

値編審。始行均田法。至今倣行。

とあり、この均田法とは畝数を基準とする里甲への改編を意味すると思われる。この二例においては、里あるいは甲の基準畝数は伝えられず、また兩者の間に何らかの関係が存したか否かも明らかでない。

次に田畝の基準の明記された例がある。(乾隆)鎮洋縣志卷四 賦役類、都圖圩の条に、

都圖所以正疆界。而圩田之在各圖者。字号繁多。界限錯雜。民易為姦。前明州守錢爾榮。欲乘銷圩時。立法清丈。規以三千四千畝為率。聯圖為都。坊闈城鄉。編以字号。挨序鱗字。一圖止編一字。姦無所遁。

とある。これはおそらく圩の整理とともに三千畝乃至四千畝を基準として図を編成したことを意味するのであらう。

卷官續類によると錢爾榮は「崇禎十五年進士知太倉州」とあり、鎮洋は雍正二年以後江蘇の太倉直隸州治とされた県名であるが、それ以前は蘇州府下の太倉州の地であつた。

一圖の田畝として三千畝乃至四千畝というかなり大きな幅のある基準を設けたのであつて、それだけに實際の改編は小規模な修正に止まつたであらう。この場合むしろ重点は圩の整理におかれたのであらうと思われる。

また単に明代ということだけが知られる二つの例がある。すなわち（民国）平陽県志<sup>二</sup>卷十 食貨志一 図里の条に、明。原額。通県設隔一。都五十五。鎮二。共圖二百五十二。每圖立十甲。每甲貯田三百畝。充里一名。

とあり、（順治）宣平県志<sup>三</sup>田賦、都図に、明。原額。通県設三隔。十二都。共四十五圖。每圖列十甲。每甲貯田三百畝。

とあり、明代浙江の温州府下の平陽県、処州府下の宣平県においては、三百畝を一甲とする図甲があつたと伝えられる。その時期は記されないが、おそらく明末の状態をいうのであろう。

明代における里甲改編の例は、以上に挙げた僅か十例に止まるが、そのうち九例までが浙江で、江蘇は一例だけである。しかし全体の例が甚だ少いのであるから、それだけから明代における畝数編成による里甲の分布を考えるのは危険であろう。

以上の例によると、里の改編は一県または一州内において行われたのであつて、府や省ごとに行われたのではない。海塩県、雲和県、長興県、嘉興県、鎮洋県（太倉州）の場

合に明らかのように、これを実施したのは知県または知州であつて、その上の知府や布政使の命令によつたのではない。また知県、知州の意志のみによつて天下り式に行われたのではない。改編に至るまでには、必ず改編を要求する声が民間から起つていた。例えば海塩県では賦長（里長あるいは糧長）であつた陳允武、県に居住して讀書生活を送つていた王文祿、かつて里長の役に當つて貧困となつた生員賀菴その他の人々が知県を援助してこれを推進した。改編の実施は万曆九年であるが、それは県民の百年來仰望したところで、嘉靖四十年頃から計画されたのである。他の九県において改編を提倡し、あるいは計画した人の名は明らかにならぬが、改編の行われた後に「官民便焉」とか「民称便」とか伝えられ、必ずそうであつたとはいえないが、おそらく改編の要求がすでに民間から起つていたことも多かつたであろう。

ところが負担の均衡を図るために、里甲の改編を実施するところまでは及ばず、一定基準以上の土地所有者を役に当りせるといふ方法が採られたところがある。嘉興府志

<sup>十四</sup>名宦一嘉興県の条に、



張鑑 字析懷。麻城人。弘治初。為嘉興令。甫入境。聞居民哀号。聞詢之。乃通賦不能輸者。鑑惻然曰。是皆長民者之不能均役故也。力請于上官。緩徵輸。釐正戶籍。田三百畝以上者。先役之。貧民賴以無困。

とあり、すでに弘治の初年に、役の不均衡から生ずる弊害がいちじるしく、これを是正するために、まず三百畝以上の土地所有者を役したのである。三百畝以上のものを役するといふのであれば、一里からえらび出されるものの数は里によつて異なつてくる。この方法においては一度の人数、したがつて一定の戸数をえらぶといふことは否定されて、一定の畝数が条件とされている。もちろんこれは畝数を基準とする里の編成を意味するのではないが、役の基礎条件として何よりもまず田畝が考えられたわけて、均田均役の前の段階にあり、均田均役への傾向を示すものであろう。

また<sup>卷四</sup>名宦ニ嘉善県の条に、

謝応祥。字鳳舉。安福人。万歴進士。知臬事。嚴正有感。邑向無定役。貧富不均。応祥乃立照田起役法。豪右不能漏稅。民德之。

とあり、その具体的な方法はわからないが、この照田起役法なるものは、嘉興県において行われた方法のように、田

畝に重点を置いて役負担を定める方法であつて、やはり負担の不均衡を是正する目的をもつものに相違ない。このように役を課する場合に土地所有が重要条件とされると、一里百十戸という戸数は次第に意味を失い、ついに里甲の編成に田地の畝数のみが基準とされ、戸数の如何を問わないようになつて、明初の定制に合致しない畝数編成の里甲が設けられるに至つたのである。

① 清史列伝卷十八

② 卷一上、旧志源流に、現存の県志として次の五種が挙げてある。書名はいずれも同じく長興県志である。1 嘉靖四十年、

顧応祥編 これには十卷本と十二卷と二本ある。2 順治六年、

張慎為編 3 康熙十二年、韓応恒編 4 乾隆十三年、譚臺基編

5 嘉慶十一年邢澍編

③ 『中国の鄉村統治と村落』五一頁

④ (同治) 安福県志卷四食貨志、徭役に、

以屯百屯拾戸為一圖。僉其丁糧古者十戸為里長。余為甲首。一里長統十甲首。不滿十者為半圖。

と半圖を定義し、さらに、

嘉靖十二年。止編圖屯百玖拾肆。半圖拾五。帶圖捌。二十二年文田。陸半圖帶圖並為圖貳百屯拾柒。

とある。嘉靖十二年から二十二年まで、安福県(江西)には半圖のほかに帶圖というものがあつた。帶圖というのは、何か附

随的な図で、正規の図でないことは想像されるが、その性質は明らかでない。

### 三

明代の定制であつた里甲制は清の世祖順治五年に至つて復活された。清初の政治は明代万曆のそれを継承したところが多いが、里甲制も清によつて継承された明制の一つである。それはもとより最初は明代の定制と同じく百十戸という一定戸数を基準として編成される里甲であつた。清代

の里甲に関する地方志の記載はそれこそ枚挙にいとまないほど多い。そしてそれらの中には、戸数原則によらず畝数原則によつて編成された里甲の例がかなり見出される。私の見出した諸例はおそらく全体の一部にすぎないであろうが、明代の場合と同様に一おう年代順にそれらの例をあげながら、里甲編成に関連ある若干の問題について考えていくことにする。

もつとも古い例は順治十年にさかのぼる。(光緒)奉化県志<sup>卷</sup>郷都によると、明代には百十戸を以て編成された里が一百四十九里あつたことを記した後に、

国朝。順治十年為均里法。里各以三千五百畝為率。

とあり、順治十年すなわち清によつて里甲制が復活されてからわずか五年後に、その編成原則が戸数から畝数へと移されたのである。ただしそうはいつても、元来里甲制の採用そのことが清代の創始ではなく、明代のその復活にすぎないから、この改編も、前述したような明代における改編の諸例に続く一例にほかならぬといふべきである。この場合里数に増減があつたか否かは不明である。

これに続くのは呉江県である。(乾隆)呉江県志<sup>卷十</sup>徭役に、

是年(順治十四年)。知縣雷廷釗行均田役法。通計一県田畝。按圖均配。旧五百五十七圖半。數併為每圖田二千畝。每甲田二百畝。

とあり、順治十四年に改編された図二千畝、甲二百畝という基準畝数は、前述の雲和県とともに、おそらく明清時代を通じて最少の基準であらう。ところが<sup>卷</sup>郷都図圩には、「圖五百四十有九」とあり、それについて次のように説明されている。

此亦從舊冊。内除不領圩圖十一。實領圩圖五百三十八。按徐志。

洪武二年。編戸五百三十里。其後時有増減。嘉靖中。五百六十六里。万曆後。圖數大略与舊冊同。國朝順治十四年。五百五十七圖。是年裁併為五百七圖。康熙五年。五百四十圖。分県時仍之。<sup>①</sup>

洪武二年に五百三十里を編成したと伝えられ、これは里甲制定の洪武十四年よりかなり以前のことであつて、にわか信じられないが、それ以後若干の増減を経て、順治十四年に五百五十七圖から改編によつて五百七圖とされたといわれるのである。先に「旧五百五十七圖半」とあつたのと一致しない。「半」は半圖の意味であらうと推定されるが、あるいは何かの誤字であるかも知れない。そして康熙五年に五百四十圖であつたといわれるのは、このとき再び一定畝数を基準とする圖が編成し直された結果なのであらう。順治十四年、康熙五年ともに圖數に相当な増減があつた。なお「分県」というのは、雍正四年にこの県のおよそ半ばを分割して震沢県をおいたことを指す。震沢県において一甲が二百畝であつたことは、すでに清水氏の指摘されたところであるが、それは震沢県がもと吳江県の領域であつたときに行われた里の改編以来のことであることは明らかである。この改編は如何にして実施せられたかとい

うと、<sup>②</sup>「均田蕩賦役」に、

大清順治十四年。知県雷瑛。采鄉紳孫志儒生員王文沈自復等衆議。做浙嘉興湖州屬吳明季成法。均圖均役。五十日書成。

とあり、知県は有力な指導的地位にある県民の意見に従つて里の改編を実施したのであるが、その際浙江の嘉興府及び湖州府に属する県において明末に実施せられたところに倣つたといわれる。それは前に述べた嘉興府に属する海鹽・秀水・嘉興三県および湖州府に属する長興県などを指すのであらう。そして畝数編成の里甲およびその役について規定した「均圖均役書」が作成された。その要点は<sup>③</sup>郷に役任に載せられている。またその序であると思われる「吳江県均圖均役全書序」と題する文章が<sup>④</sup>集文に収められている。

なお吳江県志<sup>⑤</sup>郷都図圩および(乾隆)震沢県志<sup>⑥</sup>郷都図圩には、ともに嘉定県(旧)志の次の文を引用している。

図即里也。不曰里而曰図者。以每里冊籍首列一図也。今按。里以編戸。戸定則所業田隨之。故以里称者。田無定額。図以領圩限田。圩田定則業戸隨之。故以図称者。戸無定額。図与里亦有不

図は里の別称であるが、図と里とが区別して用いられるとき、里は一定戸数を有つものであるのに対して、図は一定畝数を有つものであるという区別があるといわれる。そしてこれは、

嘉定志。特就明以前制言耳。

と説かれているが、前述の海塩県の場合についてみると、

(光緒)海塩県志<sup>卷四</sup>輿地考、郷都に、

(万曆九年)始行升里併里之法。以田畝定里。各分為区。不拘都分之旧。用千字文編次。別其里而名之為一百六十一圖。所以兼名

図者。取版籍義。

とあり、里の改編によつて従来の里という名称にかわつて図という名称が用いられるに至つたことが知られる。また長興県においても崇禎十五年改編以後は、従来の里を図と改めた。これらの例は、たしかに里と図とによつて、戸数編成と畝数編成とを区別するものであるが、だからといって明清時代の図がすべて畝数編成のものを意味するとはいえない。図が里と同じく戸数編成のものを意味し、図が里の別称にはかならなかつたことも少くないのである。

次に順次年間に里の改編された例として長興県をあげる

ことができる。(光緒)長興県志<sup>下卷一</sup>郷都に記された七種の郷村区画の第三が明末崇禎十五年に編成された三百畝を一甲とする図であることは先に述べたが、清代にそれが受け継がれて、同じ原則による改編が三度実施せられた。第四の区画については、

國朝順治八年。知県劉邦貴編審改定区図里甲。

第五の区画について、

順治十八年。知県葉文鳳編審改定区図里甲。

第六の区画について、

康熙十八年。知県韓心恒編審改定区図里甲。見韓志云。是年邊頒

条議。每里三千畝。

とあり、康熙十八年の場合にのみ、一里三千畝という基準が示されているが、おそらく順治八年および十八年においても同様であつたのであろう。長興県では明末以来約四十年間に畝数による里の改編が前後四回にわたつて実施せられたが、その基準とされた畝数に変更はなかつたであろうと思われる。一度編成しても、その後生じて来た土地所有関係の変化のために負担の不均衡がまた著しくなり、従つて改編を重ねてこれを是正する必要があつたのであろう。

この四回の改編によつて成立した長興県の区一図(里)は、なつて編成されたのは、これらとは編成原則を異にする次に示す表の通りである。そしてこれらの後に雍正七年に「順庄之法」による区画であつた。

区名	図(里)数			
	崇禎15年	順治8年	順治18年	康熙18年
1 方山区	17図	17里	16里	18里
2 謝公区	18	18	18	18
3 尚呉区	17	17	17	18
4 清泉区 (荆泉区)	13	13	13	13
5 清嘉区	19	19	19	20
6 惟新区	24	24	24	26
7 嘉会区	41 *(40)	41	41	42
8 平遼区 (平定区)	18	17	18	19
9 至徳区	15	15	14	17
10 安化区	20	20	19	22
11 白鳥区	27	28	25	29
12 吉祥区	15	15	13	18
計	244 (243)	244	237	260

\*嘉会区には第一図から第四十一図まであつたが、第十四図および第四十一図はとも五甲のみを有する半図と称すべきものであつたので、この区は実質的には四十図であつた。

① 霍冊というのは、卷三、郷都図圩に、「万曆四十六年。呉江知県霍維華。履畝籍冊」とあるものを指し、徐志というのは、嘉略四十年に徐師曾が編した旧志を指す。

四

康熙年間における里甲改編の例はそれ以前の例よりはる

かに多く見出すことができる。これまで私は大体年代順に記してきたが、康熙年間の諸例をみると、江蘇と浙江とにおいて、いくらか事情が異なつていたように認められるので、それらの例の見出される州県を江蘇と浙江とに分けて述べていくことにしたい。

まず江蘇においては、蘇州府の常熟県、昭文県がある。①

(乾隆)常昭合志三 徭役に載せられた「陶正靖徭役考」と題する文に、

康熙元年。巡撫韓世琦。奉旨通行均田均役之法。……常熟縣共四百九十圖。圖分十甲。每甲均田三百三十七畝。一應修築沿海土壘。營房橋梁馬路。及催糧候比等役。論田均差。每圖上下里役二人。共九百八十餘人。……由康熙初元。至今垂七十年。閩左莫然。

とあり、これによると均田均役の実施は康熙元年であつたようであるが、「趙錫孝徭役議」という文には、まず均田均役を説明して、

何謂均田。統計一畧之田。分爲若干圖。圖分十甲。每甲均入田若干。是也。何謂均役。統一畧之田。使各自編甲。或類聚編甲。以圖中第一甲。當本圖一年之役。至十年而週。或以本圖一六甲。當本圖上下半年之役。至五年而週。是也。

とあり、それが実施せられた時期については、

長老伝言。康熙十三年前。均田之法。未奉旨通行。差徭偏重。鄉民以役破家者接踵。

とあり、康熙十三年に至つてようやくそれが実施せられたことを伝えている。以上によつて、また後に挙げるような諸例からの類推によつて、常熟県においては、均田均役の

施行が巡撫韓世琦の意向として伝えられたのは康熙元年であつたが、それが実行されたのは十三年であつたのであると考えられる。

里甲改編の基準畝数を通観すると、多くの例が毎甲三百畝とか、せいぜい毎甲三百二十畝とかの概数を以て基準としたのであるが、常熟県における「毎甲均田三百三十七畝」という数字は、細かい数字を基準としたものとしてめづらしい。それではこのような細かい数字があらわれているのは、いつたい何を意味するのであろうか。それは単に平均値にすぎず、特別の意味をもたないであろうか。あるいは臆懼にすぎないかも知れないという危険をおかしながら、私はこの数字から次のようなおよそ二つのことも推測できると思う。その第一は、前にも述べたことであるが、この県における均田均役という里の改編に際しても、一図のもつべき適当な畝数を先に定め然る後に一畧の図数を決定したのではなくて、やはり改編以前の里数を変更せずに、全県の田地の畝数をその里数で除して一図の基準としたのであるということ、だからこそこのような細かい数字が計算されたわけで、それがたとえば毎甲三百四十畝というよう

な数字にも整理されないまま基準とされたのである。<sup>④</sup>

第二は、もし一甲三百三十七畝の基準を嚴重に守ろうとすれば、住居の相近いもの若干戸を以て甲を編成することが困難となり、一甲に編成される家々が集団をなさなくならはしないかということである。すなわち一甲という組織は単にその中にふくまれる家々の総土地所有額が一定であるような記録上の存在になつて、一甲の家々相互の親近性も失われてしまい、現実生活上の共同性などは求められないところに一甲が作られるであろう。そしてかかる十甲から成る一図は、明初の地域的にまとまりのある自然村に基礎をおいた里とは全く異なるものとなつて、自然村との関係もほとんど断ち切られたような、単なる記録上の存在と化してしまふのではないであろうか。若し一甲三百畝という概略的な基準を設け、しかも相当な幅のある融通を認めるのであれば、一甲或は一里の組織はまとまりのある自然村の一部もしくは全体あるいは若干個の自然村の集団として存在し得るであろうが、一甲三百三十七畝という基準に厳密に従うならば、右のような推定も許される結果となるであろう。前にあげた陶正靖の「徭役考」に、均田均役

の行われた結果として、次のようにいわれている。

凡業田之家。田多者或一家而占数甲。田少者或数家而占一甲。其戸名曰排年。有事則里役督之。排年任之。此法之定于官者也。排年之田、不必同阡陌。居、不必接里閭。役有遠近。不必借作息。力有贏糶。不能通有無。臨期鳩集。不免誤事。于是領備以待。歛率銀一分有奇。昇諸役代任其事。而排年遂若無与。方之古法。排年則出免役錢者也。里役則任雇役之事者也。

この文にはつきりと示されている役のあり方の変化は注目すべきことであるが、それはしばらく置いて、当面の問題は傍点を施した部分である。この図においては一図もしくは一甲の人々の所有地も住居も隣接している必要はない。すなわち図甲の編成に際して、必ずしも自然村の統一性は尊重されないことを意味する。極言すればただ一甲の基準畝数に合うように若干戸を集めさえすれば、それで一甲が編成され、かかる甲を十甲あつめると一図が編成される。実際に一甲三百三十七畝という基準がどの程度まで守られたかは知るよしもないが、それを嚴重に守ろうとするほど、机上の操作が重ねられて、その結果生れる図甲は、前に推定したような傾向を甚しくするであろう。そうなると、図

甲はただ一定の田地をふくむというだけで、現実的な共同生活とは関係をもたないものとなつてしまふ。土地を重要条件とする図甲は、かえつて土地から遊離した記録上の存在となる傾向がある。

右の文はこの傾向が実際にいくらか（その程度はわからないが）あつたことを示していると思われる。

次に同じ蘇州府の崑山、新陽兩県では一甲三百二十畝であつたことを清水氏が指摘された。私はその根拠とされた（道光）崑新兩県志を見ることができなかつたので、この改編が行われた年次が康熙何年であつたかを確かめられなかつた。

松江府ではまず府治たる華亭、婁兩県がある。兩県の地は明代から清初まで華亭県であつた。（嘉慶）松江府志<sup>七</sup>田賦志、役法によると、順治十三年その西界三百十里を分割して婁県をおいた。華亭県として残されたのは三百三十六里であつた。この二県における均田均役の実施には密接な關係がある。先にこれを行つたのは婁県で、（乾隆）婁県志<sup>七</sup>民賦志<sup>下</sup>徭役によると、康熙六年知県李復興が均田均役法を実行した。それは康熙元年に出された巡撫都御史

韓世琦の均田均役法施行に關する命令を移行した結果に外ならない。その経緯は（光緒）奉賢県志<sup>三</sup>賦役志、均田均役に次のように伝えられている。

均田均役之法。大部移咨。巡撫檄催教四。未有成者。知県李復興。慨然以為己任。時有豫吏馬天賦贊成之。復興因与宰人吳欽章諸生莊徵麟等。權其利弊。專委天賦董其事。三月告成。一切徵輸之法。俱簡捷易行。

これによると韓世琦が均田均役法の実施を命じたにも拘らず、江蘇の各県ではなかなかそれを実行するに至らなかつた。李復興は部下および有力な県民の支持を得て、最初にこれを実行したと伝えられるのである。ところが均田均役法は明代以来行われてきたところで、韓世琦が最初の提案者でないことはいうまでもないが、彼がそれを強く支持しその実行を命令するについて、強い影響を与えたのは柯登であつた。

順治十八年戸科給事中柯登が里甲編審の弊害を指摘し、その改善を提倡した。<sup>⑥</sup>彼の改善法は、一、里甲田畝之額數。宜均也。二、花分子戸之積弊。宜清也。三、詭寄之陋規。宜懲也。四、冒籍之立戸。宜禁也。五、冊書之實充。



宜革也。という五項から成り、これらは相互に関連ある事項であるが、とりわけ里甲の編成法を当面の課題としたのは、右の第一項である。そこではまず、

查一県田若干。應審甲長若干。每里十甲。每甲該田若干。田多者  
 独充一名。田少者串充一名。其最零星者。附於田尾。名曰花戸。  
 此定例也。

という。これは均田均役が行われる以前、すなわち戸数編成の里甲において、里役を課する条件として田地が重要視されるべきことをいつたのであろう。次に蘇松兩府においては、「行賄求情。挪移脱換」のため、田畝の稽查も正しくは行われず、役の負担が均衡を失い、その結果、「田婦不役之家。役累無田之戸。以致貧民竭骨難支。逃徙隔屬。虧朝廷之正賦。荒成熟之腰田。一となつて」いる現状を指摘し、これを改める方法として、次のように提案した。

必期田尽落甲。役必照田。務將本区之田。均入本区十甲。倘本区  
 田多。則派入下区。按田起役。至公至当。不得濫空僉報。以致荒  
 富差貧之弊。庶幾役均而民便。未有不總公輸納者矣。

明初以来糧長の管轄範圍を区と称したことがあり、あるいは糧長に關係がなくても、県と里との間に区という区画名

が用いられたことがあるが、ここに見える区はそれとはなく、この区とは里(図)にほかならぬことは、「本区十甲」とあることから明らかである。とすればこれはまさに均田均役の提唱である。これが豊県における均田均役法の実施をもたらすもとなつたのであつて、(同治)上海県志<sup>七</sup>に田賦下役法に、

康熙元年。巡撫韓世琦嚴革濫權。請行均田均役法。時上邑尚行  
 束之法。每圖分十束為一捆。此即十甲而異名也。簽点捆頭束頭。  
 難差四出。煩擾如故。均田均役者。倡於戶科給事中柯聳。世琦奏  
 請行之。鮮有応者。五年。豊県知県李復興首率法。民乃大和。

とあるのは、柯聳の提唱が韓世琦の命令となり、李復興によつてはじめて実現されるにいたつた次第を端的に示している。

李復興の里甲改編法は当時かなり有名なものであつたらしく、他県にも影響するところが多く、従つて松江府の諸県志にその内容が伝えられている。<sup>①</sup>

その方法は、一、均図之法、二、井田之法、三、均役之法、四、銷図之法、五、徵輸之法、六、分戸之法に分れる。この六法の綜合が均田均役の実施となるわけで、その

一法乃至二法だけを切りはなして彼の実施したところを考  
えるのは勿論正しくないが、しかしその中でも特に里甲の  
編成に深い関係をもつのは、一、均図之法および二、并田  
之法である。前者において、均図が次のように規定される。  
先將該原田地連盤打算。均分若干圖。每圖應均準熟田若干畝。一  
圖分立十甲。每甲應準熟田若干畝。無論神衿役民。一并照田編  
甲。則田必入圖。圖無懸田。

これらは図甲の田を均一ならしめるといふ改編の原則を示  
すもので、裏県に固有な条件も数字もない。図甲が役負担  
の程度の異なる神衿役民の区別なく全戸をふくむという点  
は定制による戸数基準の里甲と同様である。後者は一定田  
畝を基準として図甲を編成する方法で、次のように規定さ  
れる。

凡有田者。不拘原旧区區界限。如一人有數百畝之田。而坐落不  
等區圖者。即以數百畝不等區圖之田。彙歸本戶。遵照均定新圖田  
額。分爲各口。編列一處完糧。其小戶田不足甲。仍許因親及親。  
因友及友。共并一甲。即於甲內分註明白。各自出口。聽其自己造  
冊呈遞。冊內開明收并原某某某某區。某某圩号。田若干。俟遞  
到之日。查其住址相近者。接順編配。是為以田就人。非以人就

田。人人自收自田。已完已稅。不用催辦之勞。可杜僉点之弊。徵  
輸俱便。較之原圖接順割配之法。更為妥善也。

ここにもこの県に固有な具体的なことは少しも述べられず、  
ただ均田を実現するために主として并田について原則的な  
方法が記されているにすぎない。それにしてもこの文から  
はいくつかの図甲編成に関する重要な問題がひき出される  
ように思われる。最初に記された区画の界限と土地所有と  
の關係については、この文の前に次の文がある。

人之有田者。不必其尽在一圖也。不尽在一圖。而乃逐圖承役。田  
多則催辦他人之田。田少則又派辦於他人名下。分頭四應。日無休  
息矣。

いつたい図（里）の境界線があるか否か、あるとすればそ  
のあり方如何、ということについては、さまざまの想像が  
可能であるが、この場合には、一度確定された図の境界線  
は土地の売買―ある図の人から他の図の人への転売―によ  
つて変更されるものではなかつた。土地所有關係の變化が  
図の境界線を移動させるということも一応考えられないこ  
ともないが、一人の所有地が地続きであるとは限らず、他  
図内に土地を所有すると、図に飛地を生じ、すこぶる複雑

な境界線を必要とするから、結局かかる境界線の面定をほとんど不可能にするかも知れない。この場合にはそうではない。最初それが如何にして定められたかはわからないが、とにかく一度定められた図の境界線は一定して移動しなかつたと考えられる。それが全国的に妥当するか否かは別問題である。そして二図以上にわたつて土地を所有するものは、彼の家が属する図においてのみ役を負担するのではなく、その所有地が属する各図の役を負担したのである。役の負担に関しては最初から土地所有が条件として考慮されたが、この方法は畝数基準の図が編成される前のいわば過渡的な方法であつたのではなからうか。

井田というのは、右の文に示された小戸をあわせて一甲とする方法で、勿論一甲の戸数には制限なく土地のみが基準とされる。ただこの県における基準畝数は明らかでない。ここで問題となるのは、一甲を編成する各戸の關係である。この点に関して、まず「許因親及親。因友及友。共井一甲。」とあり、また後には「査其住址相近者。挨順編配」とある。前者は人民から一甲の編成を申告する場合であり、後者は県がそれに基いて實際の編成を定める場合で

ある。しかし前者における血縁關係および交友關係は、後者における近隣關係と必ずしも一致するものではない。それらが一致することは実際には多くあり得るとしても、原則としては一致するわけではない。むしろ矛盾することもあるといわねばならぬであろう。それでは甲の編成についてかかる規定があることは如何に解すべきであろうか。敢て想像するならば、一応人民側の便宜とする編成案の申告を許し、それに官庁側がそれを尊重しながら若干の修正を加えて編成を決定するという手續がとられるのであつて、その過程に右のような血縁、交友、近隣という必ずしも相互に矛盾しないとも限らぬ關係を以て適当に処理しようとしたのであろうと想われる。<sup>⑤</sup>

李復興の里甲改編法の中で特にその編成を規定したのは、右に紹介した二法であるが、遺憾ながらそこに示されたのは抽象的原則的な方法のみであつて、具体的な地名や数字は記されず、また改編の経過やそれにもなつて生じた問題なども全くうかがうことができない。

李復興によつて率先断行された婁県の里甲改編は間もなく傍近の諸県に波及した。それは松江府に属する諸県の県

志によつて知られる。たとえば（光緒）華亭県志<sup>八</sup> 田賦下、  
役法に、

（康熙）六年。知府張羽明請以婁東均編條例。飭行於華亭上海青  
浦。

とあり、（同治）上海県志<sup>七</sup> 田賦下、役法に、

六年。知府張羽明捐俸贖四邑胥吏并諸經費。飭遵屬行之。始以一  
県均爲十保。一保均爲三十區。一區均爲十圖。一圖均爲十甲。無  
論紳衿黎庶人。各自収已田。自完已額。一切分催排年總甲塘長各  
旧役。尽汰之。十三年慕天顔奏請永爲定制。

とあるように、知府が婁東の方法にならつて華亭、上海、  
青浦の三県において、里甲改編を實施させ、松江府に属する  
これら四県（当時松江府下に他の県はなかつた）の新しく  
編成された図甲は、十三年に布政使によつて定制として確  
認されるに至つたのである。ただこゝで疑問となるのは、  
上海県志に記された保区図甲の組織である。第一に、この  
組織は（光緒）青浦県志<sup>八</sup> 田賦下徭役、（光緒）奉賢県志<sup>三</sup>  
賦役志、均田均役などに婁東で李復興が實行したと伝え  
る組織と全く同じで、それを記す文章もほとんど同じであ  
る。婁東と上海県とが全く同じ数の保区図甲に組織される

ということとは、あり得ないことではないが、常識的には否  
定して然るべきであらう。そうするとこれは婁東、上海県  
の一方の例が他方のものとしてそのまま写されたのであろ  
うか。いつたい県志の記載には、他の県志の記載をそのま  
ま写した例はしばしば見出されることと決してめづらしく  
ない。これもその一例であらうと思われる。第二に、この  
ような一県を三千図にも分ける組織が實際に作られたので  
あらうか。李復興は「均田均役議」の先に引用した均図、  
并田の法を述べる前において、しばしば一県を三百図に均  
編すべきことをいっている。また均図、并田の法には区図  
甲という単位はあるが保という単位はない。だからといつ  
て、實際に保がなかつたとはいえないが、若し保がなかつ  
たと仮定すると一県は三百図となり李復興の説に合うわけ  
である。いずれにしてもかかる保区図甲の組織が婁東に行  
われたとは考えられない。次に（嘉靖）上海県志<sup>二</sup> 戸役お  
よび<sup>三</sup>建置によると、上海県は明代には大体六百図前後で  
あつた。それが改編の結果三千図とされたとすれば、図数  
が五倍にもなつたわけで、やはりかかる組織の存在につい  
て疑問をもたざるを得ない。もつとも上海県には、明代に

おいてすでに郷保区図という組織があつた。だから均田の  
 実行以後にも、保区図甲という組織が行われたとしても、  
 明代以来の名称に従つたわけで少しも不合理ではない。そ  
 れにしても一県三千図という数字は他に例を見ないほど大  
 きく、その点にやはり疑問が残ると思う。

このような疑問は解決できないが、松江府に属する四県  
 においては、康熙五、六年に均田均役が実行された。次に  
 常州府にうつると、まず無錫県がある。(乾隆)錫金識小  
 録必一備参上、田糧の「均田均役畧」という条に、

前明。紳戸免役。富民之田多詭寄於紳戸。於是貧民独出其力。以  
 代大戸之勞。最爲一代弊政。又図不分甲。國朝。邑紳高世泰始勸  
 議図分十甲以次輪役。然每甲田數多寡不齊。有一甲多至千余畝  
 者。有一甲僅數十畝者。田數懸殊而應役則一。極爲偏枯不均。康  
 熙元年。始行順莊法。將邑中田畝。配搭均平。截然畫一。通計四  
 百一十四図。每図額編田三千畝零。每甲以三百畝爲率。不拘紳衿  
 民戸。一概編入里甲。均應徭役。民始不偏累。分界後。金匱之  
 田。每甲三百畝而畧。無錫之田。每甲三百畝而滿。由金之田多於  
 錫也。

とあるのが里甲編成の概略であるが、この文には疑うべき

ところが二個所あると思われる。その第一は、明代に「図不  
 分甲」ということは一般に見られないことで、それがこの  
 県の特例な例としてあつたというのは、おそらく誤りであ  
 ろう。(光緒)無錫金匱県志卷十徭役には、「邑紳高世泰  
 創議十甲輪役。以均勞逸」という本文に關して、次の註釈  
 が加えられている。

識小録謂。前明図不分甲。國初高世泰始創図分十甲以次輪役。按  
 図分十甲。明制已然。未必始。此意十甲之輪役則始此耳。蓋里長  
 輪役。是謂一图中輪役之人。此則不惟人有輪役。甲亦輪役也。

いま役法については論及しない。ただ識小録の明代におけ  
 る「図不分甲」という説は、はつきり否定されていること  
 を知れば充分である。故に明代には定制によつて編成され  
 た図甲があり、清代になつて高世泰がその役法の改正を図  
 り、康熙元年に一図三千畝、一甲三百畝を基準とする図甲  
 が編成されたのである。金匱県の設置は雍正二年で、当時  
 無錫に二百二十一図、金匱には百九十三図あつた。ところが  
 右の文にこの改編を「順莊法」と呼んでいるのは果して  
 正しいか、疑うべき第二の個所である。清水盛光氏によれ  
 ば、順莊編里の法すなわち順莊法は雍正六年にはじまる郷

村の編成法で、村莊を連ねて新たな里を作り、里内の村莊を中心として徴税を行おうとするものである。清水氏の挙げられた諸例を見ても、また私の知るそれ以外の僅かの例を加えて見ても、順莊法の施行はすべて雍正年間以後であつて、畝数編成の里甲が行われたころでは、その次の段階として来るものである。康熙初年に順莊法が論議され、あるいは施行されたとは考えられない。右の文に「順莊法」とあるが、その内容は全く均田均役法に他ならない。均田均役しつゝ順莊編里することもあり得るかも知れないが、ここに「順莊法」と記されたのは、おそらくこの次の段階として来るべき順莊法を誤つて記録したのであらうと思われる。

次に（光緒）江陰県志<sup>40</sup>民賦、徭役には、康熙元年巡撫韓世琦が均田均役法の施行を命じ、十三年に布政使慕天顏がこれを定制とし、知県武茂周がこの県にこれを実施したと伝えている。その内容については、

本県田畝。分一十八区。区分上下二扇。統都五十。区三百七十四。每区析為十甲。甲領田二百六十九畝五分一釐有奇。輪年当差。有漕頭里長二役。如甲年一六。乙年二七。換年遞充。週而復

始。漕頭五年一輪。里長十年一派。糧田不足一甲者。甲下之百按畝均貼。

とあり、<sup>41</sup>民賦、田壤にも、

饒原照原編均為三百七十四里。統以五十都。以一十八區冠之。每區分為十甲。甲領田二百六十九畝五分一釐有奇。

とあり、この一甲二百六十九畝五分一釐という基準は、先に述べた常熟縣の一甲三百三十七畝よりも細かい数字で、おそらく一甲の基準畝数としてもつとも詳細な数字であらう。どの程度これに近い編成が実施されたのか、知ることができないが、これだけ細かい数字となると、それは基準という意味よりも、むしろ一甲の平均畝数を示すと考えた方が真相に近いかも知れない。

康熙年間に江蘇の諸県において行われた里甲改編の諸例は以上に尽きる。例をあげながら関連ある問題にふれて来たが、次に浙江にうつることにする。

① 清史稿、地理志五によると、雍正二年常熟東境を分割して昭文県をおいた。故に均田均役の行われたのは昭文県設置以前である。

② 「陽正靖徭役考」及び「趙鶴亭徭役談」はともに皇朝經世文編卷三十三に同文がある。いずれも蘇州府志から採つてある。

なお(光緒)常昭合志稿、卷七戸口志、歴代徭役にも兩文を載せ、邑人陶正靖、邑人趙錫亭とある。

③ (同治)蘇州府志、卷十三、田賦二に、康熙元年。巡撫韓世琦。飭行均田均役。嚴革絳催。十三年。布政使慕天顏入觀時。題均田均役法。請飭徧行各屬。仍令勒石永遠。とあり、十三年に均田均役法は江蘇における定制として確認されたというべきである。

④ 一甲三百三十七畝とすると、常熟縣四百九十畝の田地は一万六千五百十三頃となる。常昭合志、卷三、田賦によると、順治十二年の賦役全書に田地沙蕩一万六千七百九十六頃四十畝、康熙十九年には田地一万七千三百四十五頃五畝とある。これらの数字はかなり近いが、具体的に如何なる計算によつて三百三十七畝という数字が得られたのか、精確なことは分らない。なお「陶正靖徭役考」には、「常熟縣共四百九十畝」と言いながら、「每圖上下里役二人。共九百八十余人」ともあつて、正確に四百九十畝であつたか否かも疑ふ余地が全くないとはいえないであらう。

⑤ 新陽縣は雍正二年に置かれた縣であるから、里の改編は崑山縣の改編として実施されたのである。

⑥ (嘉慶)松江府志、卷二十七、田賦志、役法、(乾隆)婁縣志、卷七、民賦志下、徭役、(同治)上海縣志、卷七、田賦下、役法、(光緒)青浦縣志、卷八、田賦下、徭役、等の地方志および皇朝經世文編、卷三十にその全文あるいは略文が収めてある。

⑦ たとえば(乾隆)婁縣志、卷七、民賦志下、徭役、(光緒)奉賢縣志、卷三、賦役志、均田均役、(同治)上海縣志、卷七、田賦下、役法、(光緒)青浦縣志、卷八、田賦下、徭役、等および皇朝經世文編、卷三十、戶政、賦役二。右の縣志には、その実施年次を康熙五年とするものと六年とするものとあり、是非を判定し難い。

⑧ (嘉慶)海州直隸州志、卷十四、建置、保甲の海州の条に、次の文が引用されている。

今於康熙庚午。奉文均丁。蓋慮人丁戶賦偏重偏輕。而欲均其差役耳。……遂任意別分里甲扒親故知交。或三四十戶為一里。或一二十戶為一里。竟編為一百一里。

この里甲改編は畝數を基準とするのではなく、「均丁」である。「均丁」については別に述べる予定であるが、この改編に際しても、里甲を構成する各戸は相互に「親故知交」の關係にあるものであつた。その点だけについていえば、李復輿の編成法の前半と同じく、血縁および交友の關係を尊重し、近隣關係を考慮しないものであつて、これだけによつて編成された里は土地から遊離したものであるであらう。

⑨ 『中国の鄉村統治と村落』六三頁以下。

## 五

浙江では明代に改編が相当行われたが、康熙における例も江蘇のそれに劣らずかなり多く見出される。まず杭州府

の諸県については、(宣統)杭州府志<sup>五</sup>郷里にまとまつた記載があり、次の諸県において畝数を基準とする里が編成されたことが知られる。第一は錢塘県<sup>一</sup>、

錢塘。旧凡一百六十里。每畝田地多寡不均。以至徭役不派不一。

康熙十年。紳衿士民。請具題并為一百三十五里。每里各三千畝為準。除土石山不在數內。其田畝池蕩基地等項。照產當役。而法始均。<sup>錢塘縣志</sup>

とあり、第二に仁和県について、

康熙十一年。布政司袁一相頒編審事宜。紳民一体當差。槩以三千畝為一役。併作二百十八里。其原里分広狭如故。<sup>康熙縣志</sup>

とあり、仁和県はかつて成化志には三百九十八里、万曆志には三百六十里と伝えられる。第三に海甯州について、

康熙十一年。奉司頒編審事宜。槩以三千畝為一役。計併役得三百有三。其里分広狭如故。<sup>海甯縣志</sup>

とあり、海甯州は嘉靖四十四年には三百五十里、万曆志には三百六十里と伝えられる。ちなみに(道光)海昌備志<sup>二</sup>都庄および(民国)海甯州志<sup>三</sup>輿地志七、都庄之一にも、

明嘉靖間。許令丈量以均攤之。凡三百五十五里。康熙十一年。司頒編審事宜。紳民一体當差。概以三千畝為一役。計併得三百有三

里。寬広如故。

とある。以上の三州県の例をみると、錢塘県では康熙十年、仁和県と海甯州では十一年であつた。なお臨安県については、

至康熙十年。奉文編審。併為三十二里。

とあり、これは里の性質を明記しないが、右の三例とはほぼ同時期であるから、あるいは畝数編成の里であるかも知れない。杭州府志<sup>五</sup>郷里は、右の四県以外の富陽、余杭、於潛、新城、昌化の五県については、里甲改編の記載を欠いている。この郷里の条は各県における里甲の変遷を主題とするから、その記載のないことはその事実がないことを示すのであろうか、と私は杭州府志を調べながら想像していた。ところがこの想像は的はずれであることが明らかとなつた。その証拠は新城県である。(民国)新登県志<sup>一</sup>十戸役に、

康熙十年。督撫臣章見年糧長之名。酌定均里均甲之法。各甲悉照自己戸下應徵銀米。依限完納。官收官兌。兆民便之。

とあり、杭州府志にはその記載のない新城県においても、里の改編が行われたようである。そして右の文の少し後に



「均里均甲始末」と題する文がある。それによるとまず康熙十年布政司袁一相の「比照嘉善縣三千畝為一里之例。通省各州縣一例行之。」という命令に従つて均里均甲が行われ、さらに二十年には布政司李士楨の議に従つて均田均里分甲催逾之法が行われた。その改編は役法が中心問題となつて行われるのであるが、いまは役法には言及せず、ただ三千畝を一里とする里甲が編成されたこと、それは次に述べる嘉善縣の方法に従つて行われたことを指摘するにとどめておく。

ところで杭州府下の例をみると一つの疑問が生ずる。それは仁和県について「其原里分広狭如故」海甯州について「其里分広狭如故」とあるのは、いつたい何を意味するかということである。従来の里を全く解消してしまつて、三千畝を基準とする新しい区画を里としたのであれば、このような従来の里の区画がなお生きていることを示す記載はあり得ないではないか。これはたしかに従来の里の区画がなお存続していることを示している。それでは新しく編成された里と従来の里と、二種の里が並存することになるが、それらは如何なる関係をもつて並存したのであろう

か。この疑問をいざく時想起されるのは、先に述べた李復興の「均田均役議」に示された并田之法である。そこでは小戸を并せて一甲とするとき、まず血縁關係および交友關係によつて人民が一甲を編成して申告することを許し、官庁がそれに近隣關係による修正を加えるという方法が採られた。そして一甲編成の申告に際しては、「冊内開明收并原某某都某図。某某圩号、田若干。」とあり、この図は従来の戸数編成の図に外ならず、この申告にもとづいて新しい畝数原則による図甲が編成された後においても、この図は全く解消されてしまつたのではなく、少くとも場所を示すものとして生かされている。このもとの図がどれだけの機能をお有つたかは明かでないが、全く無意味なものとして消え去つたのではないようである。それでは如何にして二種の図が同時に存在し得るか考えると、それはおそらく従来の図は土地の上に少くとも地域的区画を示すものとして存在し、新しい図は官庁の記録の上に役法を課する単位として存在したのではないかと推測してみたい。仁和県と海甯州に関する右の記載は、かかる意味で二種の里の並存することを示すのではなからうか。ただし、だからと

いつて、どこでも二種の里が並存したというのではない。

新しい里が記録上の存在であるのみならず、同時に土地の上の区画でもあるところでは、古い里が存続すべき理由はない。それは全く新しい里に席を譲つて、自らは姿を消してしまはずである。一般に里が地域的区画であり得ず、役法上の単位として記録上のものにすぎなくなつたところ、すなわち里が土地から遊離したところでは、従来の里がなお存続し得るのではなからうか。

次に嘉興府に移ると、すでに明代に早い例が見られたところであるが、康熙にも嘉善県と石門県とが挙げられる。まず嘉善県については、(光緒)嘉善県志<sup>卷十</sup>食貨志<sup>四</sup>漕運の条に収められた「御使何元英疏略」に、

小民有產。辦糧冬米夏銀。每里分爲十甲。每甲十分爲率。司其催辦。十甲之中。又每年輪一甲專司。催納十甲條銀者。名曰現年。催納十甲糧米者。名曰糧長。此江浙各省里甲通行之例。而實民間百姓最苦害累之根。大都每田二百四十畝。或二百六十畝。定爲一甲。此一甲之田。不必皆一戶所有。蓋取零星花戶。合算至於一里十甲。計田二千數百畝。又不知係幾百家零星花戶之產。其間貧富不齊。醜頑不等。每年合此幾百家零星花戶之條銀糧米。而止責一

現年一糧長。司其催納。

とあり、これは二百四十畝乃至二百六十畝を基準として一甲が作られたことをいつているが、嘉善県の実情を説いたものではないようである。嘉善県については<sup>卷十</sup>食貨志、土田に載せられた「康熙十年大造莫侯大勲條議八款」がその事情を伝えている。これは知果莫大勲の政策を示すもので、その第四に「限役之積弊宜革也」という一条がある。その最初に、

善邑額田六十万余畝。編里二百箇。奉本朝均田均役官民一体之例。每箇該田三千畝。每甲該田三百畝。是役無不均而弊無可施矣。

とあり、その最後に、

論其田之多寡。定其役之分數。田多者或独一甲兩甲。田少者或三五朋光一甲。至若數畝零星者。聽從其便配附入甲。以足每甲三百畝之數。造一鼠尾編審冊。田多者列於前。少者列於後。

とあり、この県における一甲の基準は三百畝である。この鼠尾編審冊は田の多少の順序に各戸を記入するもので、各戸の住居の位置は問題とされない。畝数によつて編成された図甲が土地から遊離した一つのあらわれといえるであらう。

う。そして莫大勲の方法が、浙江の他県において均田均役を行うに際して尊重されたのである。

次に(光緒)石門県志<sup>卷</sup>一疆域に、

国朝。康熙十年。杜令森減里均田。以三千畝為一里。銷里四十九。存里一百六十四。

とあり、この改編を行った杜令森とは、<sup>六卷</sup>名宦によると、八年から十二年まで知県であつた杜令森である。この改編に際してかなり大幅な里数の削減があるが、石門県は宣徳五年に二百一十一里、弘治間に二里を増し、万暦間に二百十三里であつたと伝えられる。その後里数に増減なく、この改編と同時に一挙に大きな削減が行われたわけである。このことに關しては<sup>卷</sup>三田賦に、

耿維祐曰。昔人謂。崇邑<sup>⑤</sup>。塘以西多沃壤。塘以東類磽土。今則反是。……夫田之美惡難知。而數之多寡易弁。康熙十年。杜令森奉文編審。減里均田。以三千畝為一里。如三都之里十一減而為八。當時田地則三万四千一十五畝有奇也。四都之里十八減而為十四。當時田地則四万一千六百八十畝有奇也。余率以此為準。是則各都之里所轄不同。而各里田畝縮原無甚異也。

とあり、この場合は、一里の適當な畝数を三千畝と定め、

その後里数が決められたのである。最初に挙げた海塩県その他多くの例に見られたような里数に変更をもたらない改編とは異なる点に注意せられる。これによつて県内のみならず他県との間における役負担の均衡が図られたのである。右の文に県下全部の里数と畝数が記されていないのは遺憾であるが、ここに示された三都および四都の一里平均畝数はそれぞれ三千二畝および二千九百七十七畝となり、たしかに一里三千畝の基準に極めて近い数字である。かかる改編は里数を変更しない改編より根本的な大規模な改編であるに相違ない。しかし若しそのように基準畝数のみが里甲編成を決定する条件であつて、右の文の最初にいわれている土質の善悪が考慮されないとすれば、この編成法もなお不均衡をふくむものであることは否定できない。

湖州府では安吉県がある。(同治)安吉県志<sup>卷五</sup>賦役に、雍正九年に行われた順庄滾催に關連して、「奉行順庄条議」という文が収められている。それは全部で九条から成るが、その第三条に、

永除保甲之弊。從前各國。限定田數。立為十甲。分派值役。挨年輪甲圍管。今按住居順庄。不拘田數多寡。所有原圍十甲尺行車

除。以絶糧現弊根。永不许借均田均役為名。虛立都圖。剪撥勾裝。紛更成法。

とあり、順莊法を行う以前には、田数を限定する図甲が行われていたことが明らかである。ただその基準畝数および施行年次はとも知ることができない。それをここに記すのは、浙江の諸例が多く康熙十年の実施にかかるものであるから、安吉県においてもその頃ではないかと想像されるからである。

寧波府では慈谿県がある。(雍正)慈谿県志卷一閭里に、前明去社名図。以戸為準。一図計戸一百有十。今閭都之數。悉仍明旧。図則隨時増減而以田為準。一図計田三千畝。共図一百七十七。而因有閭里之志焉。

と図の編成基準が百十戸という戸数から三千畝という畝数に移つたことが記されている。

金華府においては蘭谿県と永康県とをあげることができ、まず(光緒)蘭谿県志卷二役法に、  
国朝。初仍明制。康熙九年。照清丈婦戸実畝編役。迨二十年。以一里定數三千畝為率。均里均甲一休当差。不立甲首。嗣後改為均徭。於是役寓于賦。而百姓永無滋擾矣。

とあり、これによると、蘭谿県においては康熙九年に一定畝数を役に当らせる場合の基準とし、二十年に至つてはじめて三千畝を基準とする里を編成したように思われる。まず里の編成を改めることなく役の基準として一定畝数を用い、次に里の改編に進むという行き方は、すでに述べたところにも先例があつた。そして二十年の改編については、次の説明がある。

其有里大難以撥入者。聽百姓就近熟議之里。自相配足。不自里書。不必官府審撥。以免遠撥之害。見前志。

私は前志といわれるものについて検討できなかったが、右の文のみによると、この時の改編はもとの里の編成に若干の修正を加えることによつて実施されたのであつて、ある里からはみ出して他の里へ編入されねばならぬものについて、その人の意向を尊重し便宜をはからつたことが考えられる。ところが一郷都には次の文がある。

按康熙志原註云。旧以四十二都總四百二十三圖。以漸歸并為三百三十五圖。明割龍巖鄉一鄉四都。太平鄉之二十九都。橫山鄉之十三都三十四都。屬諸湯溪縣。僅有三十五都為二百三十一圖。又載國朝康熙十年新均都図云。都仍為三十五。而図則均為百有七

十。又云。一都原四図。今均為二十一図。茲邑轄無稱為一都者。政前志。亦即斷自二都起。凡為都僅三十四。圖僅百四十九。即靈泉郷仍載有一都名。而圖無可考。如謂康熙十年後復有新均。而前志何未詳及。乃遽刪去若干圖名。殊為不解。

この文によると、この県の図の沿革について記録に混乱があるようであるが、とにかく康熙十年に新均都図または新均といわれることがあり、これはおそらく均図の実施を意味するのであろう。そう考えると二十年にはじめて一定畝数の里が編成されたとする考えは訂正されねばならない。すなわちこの県におけるかかる里の編成はまず康熙十年に行われ、十年後に再び繰返されたといふべきである。

次に(光緒)永康県志<sup>三</sup>田賦志、賦役に、  
康熙十年。督撫尺章見年糧長之名。酌定均里均甲之法。各甲悉照自己戸下底徵銀米。依限完納。官取官免。兆民便之。

と先に挙げた新城県に關する新登県志と全く同じ文章がある。また布政司李士楨の均田均里分甲催輸之法を伝えている点も同様である。

衢州府では龍游県がある。(民国)龍游県志<sup>二</sup>地理考、  
疆里に、

康熙志案曰。本邑三十八都。計一百八十四図。每図下里長十名。計一千八百四十名。康熙元年。有詔均米分宜儒民戸。因減民図為一百五十三図。改立新一都宜儒戸三十一図。康熙十年。奉文編審定額。以田土三千畝為一里。因裁去宜儒圖十図民図九図。計宜儒民戸共一百六十五図。

とあるように、康熙十年に田土三千畝を一里とする編成が実施された。これより先、康熙元年に戸を宜儒民に分け、民図百五十三図のほかに宜儒戸三十一図が編成されたといふことは注意すべきことであるが、この特殊な図については別稿において述べたからここでは論及しないこととする。

衢州府の建徳県においても、畝数を基準とする図甲が編成されたようである。(民国)建徳県志<sup>四</sup>疆域志、図保に、  
二十一都共五十三図。每図十甲。每甲十戸。計田參百畝有奇。附入十戸者為子戸。戸首為里長。余為甲首。不入十戸者為喻零戸。即寺廟田也。每年輸一甲。催糧当差。其地基墻不派差。亦不限額。如圖中有紳士等戸。則照例免差。

はじめに「每甲十戸。計田參百畝有奇」とあるのは果して正しい記載か否か、一応疑問とすべきであらう。「每甲十戸」とは戸數編成原則を示し、「計田參百畝有奇」とは畝

數編成原則の結果をあらわす。一般に甲の戸数を一定にすれば畝数は定額とならず、逆に畝数を一定にすれば戸数の如何は問われない。この二原則は両立しないといふべきである。ところが右の文ではそれが両立していたやうである。もつともこの文の書き方からいうと、「毎甲十戸」の編成をした結果、ちようど「參百畝有奇」となつていたという意味かも知れないが、とにかく編成された甲は二原則に合するものであつたことには間違いない。あるいはこの文に誤りがあるかとも疑われるが、そう断定できる根拠はない。若し誤りがないとすると、この県の民戸の中には大土地所有者が存在せず、土地所有が比較的平均していたという事情によつて、最少十戸を以て編成された一甲の畝数が三百畝余となつていたのであらうと推測される。甲が相隣接する戸の集團であつたか、または一甲三百畝という制約をうけて土地から遊離したものであつたか、推定するよしもない。いずれにしても、このように両立し難い二原則が両立した例はまれであらう。私はこの外に一例をも知らない。この例に対しても疑いをもちたい所以である。

次に同じ嚴州府の遂安県では、すでに万曆二十年に六十

里の均図が編成されたが、(民国)遂安県志<sup>卷一</sup>方輿、郷落に、  
國因之。康熙十年。編審均田。約為五十六里。二十年増為五十七里。

とあり、清初には明末の里甲がそのまま行われたが、康熙十年および二十年にやはり一定畝数を基準とする改編が繰返された。

最後に処州府の景寧県がある。(同治)景寧県志<sup>卷三</sup>賦役志、徭役の条に、

國朝。康熙十年大造編審。中丞范忠貞公頒行条式。以田三十頃為一里。均為二十六里。每甲細分子戶。畝各自辦。戶各自輸。而偏累之困少甦。

とあり、康熙十年、三十頃すなわち三千畝を一里とする里甲が編成された。この文の前に、明代の坊長・里長の役について説明して、

輸役法。祇按甲次第揆值。或有田四五百畝為一甲者。或有一二百畝為一甲者。甚有數十畝百畝者。輕重偏累。不實均輸。

とあり、一定戸数の甲には貧富の差が甚だしく、各甲に同様の役を負担させるため、役負担がいちじるしく均衡を失い、この輸役法は弊害百出して、貧戸には妻子を売つても

なお足りないものがあるに至つた。そこで康熙十年の里甲改編によつてこれを是正しようとしたという事情が明らかにされている。そのような里甲改編を必要とした役負担の不均衡は、多かれ少なかれ、いたるところでみられたことであるが、この県においてもすでに明代からいぢじるしくあらわれていた。これと関連して、<sup>三</sup> 芸文、疏議に、嘉靖年間処州府の知府であつた潘潤の「均賦役疏」が載せられている。それは一県下の里甲における負担の不均衡を直接の問題としてゐるのではない。主として異なる府における不均衡があることを指摘したのであるが、その中に、人民からの物料徴収について、次の如くいわれている。

部派於司。司派於府。府派於縣。縣派於里。里派於甲。照里分派。不論貧富。照甲取銀。不論高下。細民受書。不可勝言。且人民一百戸内。原設里長一名。甲首十名。輪年應役。里長有富有貧。甲首有全有欠。有里甲共至十數丁而田不過二三十畝者。有里甲共至百余丁而田或有四五百畝者。若不漫拋丁田。惟照里分一概派銀。則貧困之民誠不能免不均之嘆。

この文の田畝数は一甲のそれを意味するのであろうが、あまりまいである。それはとにかく、すでに嘉靖のころに戸数

編成の里甲における負担の不均衡がいぢじるしかつたことは明らかであつて、その解決は明代には為されず、康熙十年を待たねばならなかつたのである。そしてこの県ははじめ五十六里であつたが、この時半分以下の二十六里にされたといわれる。それは、潘潤が処州府は他の府の「田多里少」なるに比して「丁田愈少。里甲增多」であるといつた、その不均衡を是正する一つのあらわれであらうと思われる。

① 明清時代の新城県は民国時代に新登県と改められた。

② 石門県はもと崇徳県といわれた。

③ 拙稿「官図・儒図・僧図・軍図等について」(山口大学文学

会誌六卷二号)

④ (光緒) 処州府志、卷十三、職官志

## 六

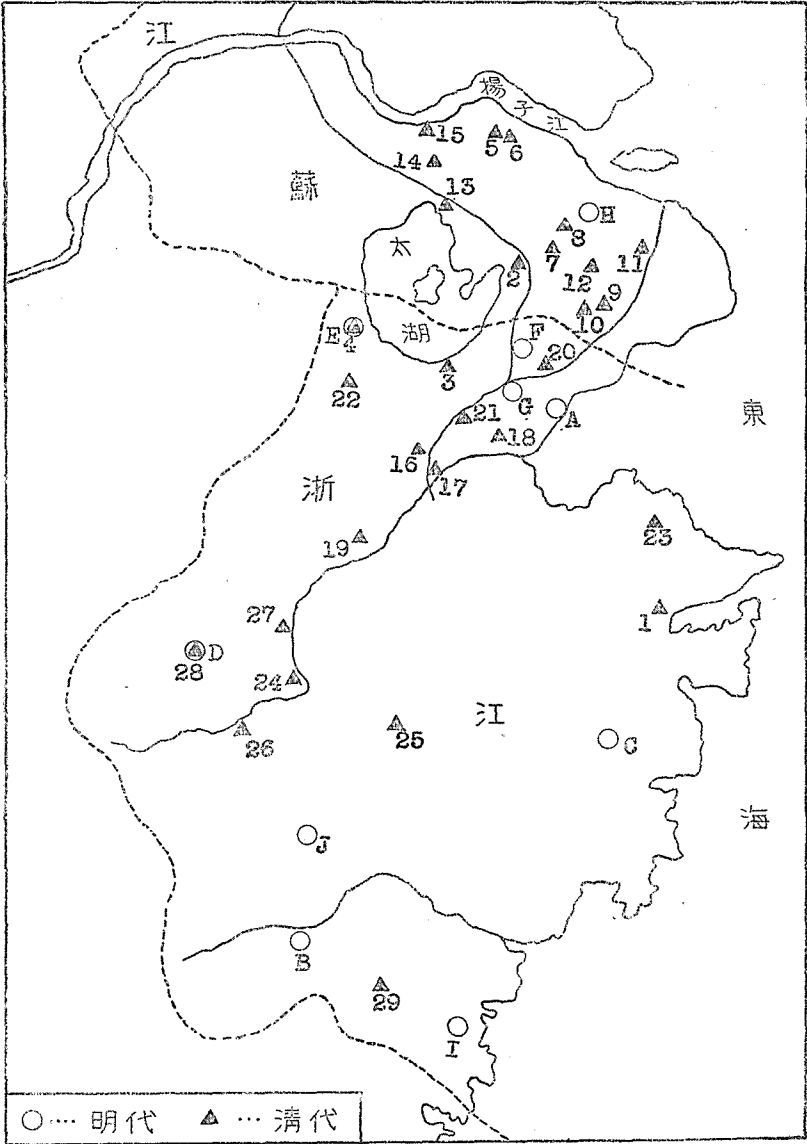
以上で明清時代に江蘇・浙江で行われた畝数編成による里甲改編の諸例を列挙し終つた。本稿の主目的はかかる例の分布を知ることにあるから、煩雑をいとわず一々例示した次第である。そして以上の叙述を以て本稿を終つてもよいのであるが、最後にこれらの例を表と地図とにまとめてかかしておくことにする。

この表のABC……123は地図のそれと対応する

		県(州)名		年次	基準畝数	
明	A	浙江	海鹽	万曆9	里3200	
	B		雲和	嘉靖元	図2000	
	C		臨海		坊4000, 図3000	
	D		遂安	万曆20		
	E		長興	崇禎15	甲300	
	F	秀水	崇禎			
	G	嘉興	"			
	H	江蘇	鎮洋	"	図3000~4000	
	I	浙江	平陽		甲300	
	J		宣平		甲300	
清	1	浙江	奉化	順治10	里3500	
	2	江蘇	吳江	" 14	} 図2000, 甲200	
	3		震沢			
	4	浙江	長興	順治8, 18, 康熙18	里3000	
	5	江蘇	常熟	} 康熙13	} 甲337	
	6		昭文			
	7		崑山			
	8		新陽	} 甲320~330		
	9		婁		康熙5(6)	
	10		華亭		" 6	
	11		上海		" 6	
	12		青浦		" 6	
	13		無錫		} " 元	} 図3000, 甲300
	14		金匱			
	15		江陰	" 13	甲269. 51	
代	16	浙江	錢塘	康熙10	里3000	
	17		仁和	" 11	里3000	
	18		海寧(州)	" 11	里3000	
	19		新城	" 10, 20	里3000	
	20		嘉善	" 10	図3000	
	21		石門	" 10	里3000	
	22		安吉			
	23		慈谿		図3000	
	24		蘭谿	" 10, 20	里3000	
	25		永康	" 10		
	26		龍游	" 10	里3000	
	27		建德		甲300(10戸)	
28	遂安	" 10, 20				
29	景寧	" 10	里3000			



江南における里甲の編成について (小畑)



この表と以上述べてきたところによつて、畝数編成の里甲について簡単に要約しておきたい。順治年間の例は少いが、各県の知県が郷紳等の要望によつて、その協力を得て改編を行つたのであつて、まさに明代の延長とみなすことができる。ところが康熙年間になると、事情がいくらか異つて来る。江蘇において、康熙元年、巡撫韓世琦がその実施を奨励したのに応じて、五、六年頃まず婁県において知県李復興がこれを実施し、それが各県に波及して、十三年に至つて布政使慕天顔が均田均役を定制化した。表に明らかのように、一里一甲の基準畝数は一定しない。実施年次は五、六年頃と十三年とである。無錫・金匱の元年と伝えられるのは、あるいは実施年次ではなくて、韓世琦の命令が出された年次をそのまま伝えたのかも知れない。浙江においては、畝数が一里三千畝と一定しているのみならず、実施年次もほぼ康熙十年頃に一定している。嘉善県において知県莫大猷の実施した改編がそれらの先驅をなし、布政使袁一相の命令によつて広く各県において行われたのである。浙江における如く基準畝数が一里三千畝と一定すれば、もはや改編以前の里数を維持しようという意図は姿を消し

てしまい、もとの里数に関わりなく新しい里が編成されるわけて、かつて百十戸を以て構成された里と同様に、この新しい里は制度として劃一的な整齊されたものとなつたといふべきである。浙江において、畝数基準の里甲制はもつとも強く定制化されたと思われるのである。

戸数基準の里甲から畝数基準の里甲への改編に関しては、考えねばならぬ問題が多い。たとえば土地丈量、役法の量的質的な変化、土地所有形態の問題をはじめ、あらゆる社会経済的諸問題が深い関連を以て考えられねばならない。しかしいま私はただ里甲改編の分布を中心として、里甲の編成そのものに直接関係あることだけを述べるにとどめておきたい。分布について考えると、地図において見られるように、里甲改編の例は江南に限られ、江北には一例も見出されないということが、いちじるしい特徴として注意される。勿論、本稿のはじめに告白したように、私の調べた地方志の数が多くないから、江北には決してその例がなかつたという結論を出しては、速断にすぎるのであろう。これに関して、前にも挙げた「趙錫孝倫役議」に次のような説がある。

古者按地畝而征賦役。編圖以總理之。編甲以衆分之。其業田之民。比戸而居者。謂之莊。按莊戸以編征。謂之順莊。大江以北。皆順莊供賦。即按莊田之版圖供役。然不行於江南者。南北地理不同。水陸之勢異也。北方陸地。舟楫不通。糴米輻運。多用牛車。牛車致遠則費繁。費繁則農田之利薄。故東莊之民。不業西莊田者。勢不能也。其有兼業西莊田者。必置丁戸于西莊。經其田中出入。即兼供西莊之賦役。此版圖與順莊。所以通行北省也。若乃江南沃國。舟楫可通行。故住此國者。多兼業彼國田。住城郭者多兼業各國田。即田不過數十畝。亦多分散四鄉各國者。田有分國。役出一戸。以一戸兼衆役。則力役難均。此均田均役。所以奉旨通行也。

これは江北とは地理的条件を異にする江南において、均田均役が行われたことを説くものである。この説はなお検討を要するであろうが、右の文によつて、おそらく均田均役は主として江南に行われたのであろう、と推定しても大きな誤まりはないであろう。

(附記、本稿は昭和二十九年度科学研究助成役による研究成果の一部である。)

——昭和三十年八月二十日——

史学研究会 例会

日時 四月廿八日(土) 午後一時

場所 京都大学楽友会館

講師・演題

諸蕃志の「毗舍耶」「談馬顏等國」について

ローマ元首政治の性格

オアシスをめぐる考古学上の諸問題

木村	宏
浅香	正
岡崎	敬

## The Institution of Li-chia (里甲) in Chian-nan (江南)

by

Tatsuo Obata

The foundation for the institution of Li-chia (里甲) of early Ming (明) Dynasty through Ch'ing (清) Dynasty was principally a certain number of houses. However, the same institution dependent on a certain number of mu (畝) became prevalent in middle China under the reign of K'ang-hsi (康熙, 1662-1722). Such an institution dependent on the mu was not originated in Ch'ing (清) Dynasty, but some of its examples can be traced back to middle Ming (明) Dynasty. The writer, investigating local sources (地方志), has got to know that the method based on the number of mu was exceptional as early or earlier than the reign of Shun-chi (1644-61), but came to be a rule under the reign of K'ang-hsi. This article intends to describe how this new method was carried out in Chiang-nan (江南) district.

## The Historical Background of the Pilgrimage of Grace

by

Jiro Tomioka

Very little attention has been paid to the riot of "The Pilgrimage of Grace (1536-37)" which is one of the important incidents at the establishment of the English absolutism. As for the study of the English gentry in Japan, although some excellent works were published on the gentry itself being commonly considered as the social foundation for the absolutism, the relation between the absolutism and the gentry has remained unsolved. The problems discussed in this essay are: why and how the small farmers became so powerful; what part the gentry played in this incident; and thus what was the very nature this riot.